



内甲 第二七 號

案 起
十四年三月三日

裁可
十四年三月廿九日

決定
年月日

内閣書記官



内閣總理大臣

内閣書記官
法制局長官

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

鐵道大臣

別紙兩院ノ議決ヲ經タル治安維持法案ヲ審査
スルニ貴族院議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可

然ト認ム

法律案

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル治安維持法ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十四年四月三十一日

内閣總理大臣

内務大臣

司法大臣

法律第 四十六 號

(上奏ノ通)

治安維持法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段中進候也

大正十四年三月十九日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣子爵加藤高明殿

内 閣

法制局

治安維持法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段申進候也

大正十四年三月十九日

貴族院議長公爵徳川家達



内閣總理大臣子爵加藤高明殿

甲 二七

貴族院

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル治安
維持法案ノ裁可ヲ奏請ス

大正十四年三月十九日

貴族院議長公爵徳川家達



貴族院

資料(2) (添付資料)

治安維持法案

治安維持法

第一條 國體若小政體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條 第一條第一項及前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ

供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ

第六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七條 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス

資料(3)

政第三十一號

大正十四年三月七日配付

治安維持法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十四年三月七日

衆議院議長 粕谷義三

貴族院議長 公爵徳川家達殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛

資料(4)

治安維持法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正十四年二月十八日

内閣總理大臣 子爵加藤 高明
内務大臣 若槻禮次郎
司法大臣 小川 平吉

資料(4)

(添付資料)

衆議院ノ修正送付案(原案)ト政府提出案ト比照シ其ノ修正
キヲ以テ同案ヲ添ヘ印刷ヲ略スハ修正削除ノ符號ナリ

第一條 國體若ハ政體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ

情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條 國體若ハ政體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ
情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 國體若ハ政體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ
情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス



治安維持法案帝國議會へ提出
件

右謹テ裁可ヲ仰ク
大正十四年二月十七日

内閣總理大臣 爵加藤高明



内

閣

大正十四年 二月十六日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 山

法制局長官



外務大臣

山

大藏大臣

山

海軍大臣

山

文部大臣

山

逓信大臣

山

内務大臣

山

陸軍大臣

山

司法大臣

山

農商務大臣

山

鐵道大臣

山

別紙内務司法兩大臣請議治安維持法案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

法制局

呈案附案ノ通

追テ原案第三條ニ對スル修正ニ付テハ内務省ハ同意セシモ司法省ハ同意セズ

資料(6)
(別紙)

治安維持法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正十四年二月十八日衆議院

内閣總理大臣

内務大臣

司法大臣

法制局

資料(6)
(参考資料)

参照

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月七日

内閣總理大臣	伯爵山本權兵衛
兼外務大臣	
内務大臣	子爵後藤新平
文部大臣	岡野敬次郎
海軍大臣	財部 彪
陸軍大臣	男爵田中義一
農商務大臣	男爵田健治郎
逓信大臣	犬養 毅
司法大臣	平沼騏一郎
鐵道大臣	山之内 次
大藏大臣	井上準之助

勅令第四百三號(官報號外)

出版、通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行、騷擾其ノ他生命、身體若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘ

キ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 閣

御名 御璽

資料(6)
(添付資料)



法制局内第

五

号

二月十九日



内務省警秘第一〇九號

治安維持法案請議ノ件

現下ノ狀勢ニ鑑ミ治安維持法案別紙之通第五十回帝國議會ニ提出致
度

右閣議ヲ請フ

大正十四年二月十二日

内務大臣 若槻禮次郎

司法大臣 小川平吉

办甲ニ

内務省

内閣總理大臣 加藤高明 殿

内務省警秘第一〇九號

治安維持法案別紙ノ件

現下ノ狀勢ニ鑑ミ治安維持法案別紙之通第五十回帝國議會ニ提出致

右閣議ヲ請フ

大正十四年二月十二日

内務大臣 若槻禮次郎

右閣議ヲ請フ

度

現下ノ狀勢ニ鑑ミ治安維持法案別紙之通第五十回帝國議會ニ提出致

治安維持法案別紙ノ件

内務省警秘第一〇九號

資料(6) (別紙)

治安維持法案

治安維持法

第一條 國體若ハ政體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事

項ノ實行ニ関シ協議ヲ爲シタル者八七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者八七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ騷擾暴行其ノ他生命身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

資料(6)
(別紙)

第六條 第一條第一項及前三條ノ罪ヲ犯シタル
コトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ
供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五
年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ供與ヲ
受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ
第六條 第五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ
ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七條 本法ハ何處ヲ問ハス本法施行区域外ニ於

テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス

治安維持法理由書

近時ノ情勢ニ徴スルニ帝國ノ治安ヲ
紊ルノ目的ヲ以テ不穩ナル行動ニ出
テハトスル者アリ而モ之カ取締法
規不十分ナルヲ以テ新ニ法律ヲ制定
シテ治安維持ヲ期スルノ必要アリ是レ
本案ヲ提出スル所以ナリ

治安維持法案

治安維持法

第一條 國體若ハ政體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條 第一條第一項及前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ

資料(6) (添付資料)

二

供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ

第六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七條 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス

治安維持法案理由書

近時ノ情勢ニ徴スルニ帝國ノ治安ヲ紊ルノ目的ヲ以テ不穩ナル行動ニ出テムトスル者アリ而モ之ヲ取締法規不十分ナルヲ以テ新ニ法律ヲ制定シテ治安維持ヲ期スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ